

佐賀県暴力団事務所等の開設の防止に関する条例施行規則をここに公布する。

平成二十一年六月三十日

佐賀県知事 古川 康

佐賀県規則第五十二号

佐賀県暴力団事務所等の開設の防止に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、佐賀県暴力団事務所等の開設の防止に関する条例（平成二十一年佐賀県条例第十三号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第二条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(勧告)

第三条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、条例第六条第一項の規定による勧告（以下単に「勧告」という。）をすることができる。

- 一 不動産所有者等が、契約の相手方が暴力団事務所等を開設するおそれがあることを知りながら、不動産の取引に係る契約の締結又は代理若しくは媒介を行ったとき。
- 二 不動産所有者等が、条例第四条第二項に規定する定めを設けることなく不動産の取引に係る契約の締結又は代理若しくは媒介を行ったとき。
- 三 不動産の所有者が、正当な理由がなく、条例第四条第三項の規定による契約の解除又は不動産の買戻しを行わないとき。
- 四 前各号に掲げるもののほか、暴力団事務所等の開設の防止に支障が生じていると認めるとき。

2 勧告は、書面で行うものとする。

3 知事は、勧告をしようとするときは、警察本部長の意見を聴くことができる。

4 警察本部長は、不動産所有者等が第一項各号のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由があり、知事が当該不動産所有者等に対して必要な措置をとるよう勧告することが必要であると認める場合には、知事に対し、その旨の意見を述べることができる。

(県が行う契約からの排除期間等)

第四条 条例第六条第二項に規定する期間は、四月以上十二月以内とする。

2 条例第六条第二項に規定する県が行う契約は、次に掲げる契約とする。

- 一 工事の請負契約
- 二 製造の請負契約
- 三 物件の買入れ又は借入れの契約
- 四 役務の提供又は業務の委託に係る契約
- 五 不用品の売払い契約
- 六 公有財産の売払い又は貸付けの契約
- 七 金銭の貸付契約
- 八 前各号に掲げるもののほか、県が当事者となって行う契約

3 知事は、条例第六条第二項の規定による県が行う契約からの排除(以下「県契約からの排除」という。)を行う場合には、書面により当該不動産所有者等にその旨を通知するものとする。

4 前条第三項及び第四項の規定は、県契約からの排除について準用する。

(公表事項等)

第五条 知事は、条例第六条第三項の規定により、次に掲げる事項を公表するものとする。

- 一 勧告を行った日

二 条例第六条第三項の規定による公表（以下単に「公表」という。）の名
あて人の氏名、商号又は名称（法人である場合においては、その代表者の
氏名を含む。以下同じ。）及び住所

三 公表の名あて人の勧告に係る行為の概要

四 勧告の内容

五 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

2 公表は、県の広報媒体に掲載する方法その他広く県民に周知する方法によ
り行うものとする。

3 第三条第三項及び第四項の規定は、公表について準用する。

（意見陳述の方式）

第六条 条例第六条第四項の規定による意見の陳述は、知事が口頭ですること
を認めたとときを除き、意見を記載した書面（以下「意見書」という。）により
行うものとする。

2 公表の名あて人となるべき者（以下「公表予定者」という。）は、条例第六
条第四項の規定により意見を述べるときは、証拠書類又は証拠物を提出する
ことができる。

（意見陳述の機会の付与の通知）

第七条 知事は、条例第六条第四項の規定による意見を述べる機会（以下「意
見陳述の機会」という。）を与えるときは、意見書の提出期限（口頭による意
見陳述の機会の付与を行う場合には、その日時）の一週間前の日までに、公
表予定者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 予定される公表の内容

二 公表の原因となる事実

三 意見書の提出先及び提出期限（口頭による意見陳述の機会の付与を行う
場合には、その旨並びに出頭すべき日時及び場所）

2 知事は、公表予定者の所在が判明しない場合においては、前項の規定による通知を、その者の氏名、商号又は名称、同項第三号に掲げる事項及び知事が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を佐賀県庁の掲示板に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から二週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

(代理人)

第八条 前条第一項の通知を受けた者(同条第二項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。)は、代理人を選任することができる。

2 代理人は、各自、当事者のために、意見陳述の機会に関する一切の行為をすることができる。

3 代理人の資格は、書面で証明しなければならない。

4 代理人がその資格を失ったときは、当該代理人を選任した当事者は、書面でその旨を知事に届け出なければならない。

(意見陳述の機会の期日又は場所の変更)

第九条 当事者又はその代理人は、やむを得ない事情がある場合には、知事に対し、意見書の提出期限の延長又は出頭すべき日時若しくは場所の変更を申し出ることができる。

2 知事は、前項の規定による申出又は職権により、意見書の提出期限を延長し、又は出頭すべき日時若しくは場所を変更することができる。

(口頭による意見陳述の聴取)

第十条 口頭による意見陳述の機会を与えたときは、知事の指名する職員は、意見を録取しなければならない。

(意見陳述調書)

第十一条 前条の規定により意見を録取する者（以下「意見録取者」という。）は、当事者又はその代理人が口頭による意見陳述をしたときは、次に掲げる事項を記載した調書（以下「意見陳述調書」という。）を作成し、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

- 一 意見陳述の件名
- 二 意見陳述の日時及び場所
- 三 意見録取者の職名及び氏名
- 四 意見陳述に出頭した当事者及びその代理人の氏名及び住所
- 五 当事者及びその代理人の意見陳述の要旨
- 六 証拠書類又は証拠物が提出されたときは、その標目
- 七 前各号に掲げる事項のほか、参考となるべき事項

2 意見陳述調書には、書面、図画、写真その他知事が適当と認めるものを添付してその一部とすることができる。

（意見陳述の要旨の確認等）

第十二条 意見録取者は、口頭による意見陳述の終了後、速やかに、当事者又はその代理人に対し、前条第一項第五号に規定する意見陳述の要旨が当該意見陳述の機会の付与における発言内容と相違ないことを確認し、意見陳述調書に署名し、又は記名押印するよう求めなければならない。この場合において、署名又は記名押印を拒否し、又はできない者があったときは、意見録取者は、その旨及びその理由を意見陳述調書に記載しなければならない。

（意見陳述調書の提出）

第十三条 意見録取者は、前条に規定する手続の終了後、速やかに、意見陳述調書を知事に提出しなければならない。

（意見書の不提出等）

第十四条 知事は、正当な理由がなく、第七条第一項の提出期限までに意見書

が提出されない場合又は意見陳述の日時に当事者若しくはその代理人が出頭しない場合には、改めて意見陳述の機会の付与を行うことを要しない。

(補則)

第十五条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、平成二十一年七月一日から施行する。